

令和六年九月

第三百十九回定例会提出議案

青森県議会

番号	件名	摘要
第一号案	令和六年度青森県一般会計補正予算（第一号）案	1 歳入歳出予算の補正 四十二億五千七千七百七十円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 七千六百四十四億五千七千七百七十円 2 継続費の補正 ねむのき会館体育館建築事業費 3 繰越明許費 国県道道路補修事業費ほか十一件 4 債務負担行為の補正 全国知事会議開催事業費ほか一件 5 地方債の補正 過年発生単独災害復旧事業ほか十八件 （減額）二億六千五百万円
第二号案	令和六年度青森県港湾整備事業特別会計補正予算（第一号）案	○ 歳入歳出予算の補正 九千二百七十五万六千円 （補正後の歳入歳出予算の総額） 十五億八千三百九十二万九千円 （担当課 財政課）
第三号案	令和六年度青森県病院事業会計補正予算（第一号）案	○ 中央病院 収益的支出の予定額の補正 支出 五千万円 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入 千七百二十九万千円 支出 一億千九百七十九万千円 （担当課 財政課）

番 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号	議 案 号
件 名	令和六年度青森県 下水道事業会計補 正予算（第一号） 案	青森県大麻取扱者 免許申請手数料等 徴収条例の一部を 改正する条例案	青森県建築確認申 請等手数料等徴収 条例の一部を改正 する条例案	青森県公営企業の 設置等に関する条 例の一部を改正す る条例案
摘 要	<p>1 流域下水道 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入（減額）八億五千九百八十万円 支出（減額）八億五千九百八十万円</p> <p>2 十和田湖特定環境保全公共下水道 資本的収入及び支出の予定額の補正 収入（減額）九千四百五十六万円 支出（減額）九千四百五十六万円</p> <p>3 企業債の補正 下水道事業 （減額）一億九千百万円</p>	大麻取締法の改正に伴う所要の整備を行う ものである。 （担当課 医療薬務課）	建築基準法の改正に伴う所要の整理を行う ものである。 （担当課 建築住宅課）	青森県立中央病院の一般病床数を改めるも のである。 （担当課 病院局）

番 号	第 八 号 案	第 九 号 案	第 十 号 案
件 名	工 事 の 請 負 契 約 の 件	工 事 の 請 負 契 約 の 一 部 変 更 の 件	和 解 の 件
摘 要	<p>1 工事の表示 青森県立黒石養護学校（校舎）改築・長 寿命化改修工事 2 請負代金 二十億九千六百六十万円 3 契約の相手方 西村・弘南・村上特定建設工事共同企業 体</p> <p>（担当課 学校施設課）</p>	<p>県営廻^{まわりせき}堰^{せき}二期地区農業水路等長寿命化・ 防災減災事業廻^{まわりせき}堰^{せき}三期長寿防災第一号工事 について、工事内容の変更による請負代金の 変更をするものである。</p> <p>（担当課 農村整備課）</p>	<p>1 和解の相手方 十和田市在住 個人B 十和田市在住 個人C 山形県酒田市在住 個人D 十和田市在住 個人E</p> <p>2 和解の内容 県は、平成二十六年七月二十八日公務に よる負荷によって発症した精神疾患に起因 して警察署に勤務する個人Aが死亡したこ とに係る解決金として、同人の配偶者であ る個人Bに対して金二千八百三十六万三千 百七十四円を、個人Aの子である個人C、 個人D及び個人Eに対してそれぞれ金九百 四十五万四千三百九十一円を支払う。</p> <p>（担当課 監察課）</p>

番 号	件 名	摘 要
議 第十一 号 案	青森県工業用水道 事業未処分利益剰 余金の処分の件	令和五年度青森県工業用水道事業未処分利益剰余金を建設改良積立金を積み立てる方法及び資本金へ組み入れる方法により処分するものである。 (担当課 整備企画課)
議 第十二 号 案	青森県病院事業建設改良積立金の目的外使用の件	青森県病院事業建設改良積立金を令和五年度青森県病院事業未処理欠損金の補填に充てるものである。 (担当課 病院局)
議 第十三 号 案	青森県教育委員会委員の任命の件	青森県教育委員会委員 平間恵美及び中野博之の任期が令和六年九月三十日をもって満了するので、後任の委員の任命について同意を得るものである。 (担当課 人事課)
議 第十四 号 案	決算の認定を求めるの件	令和五年度の決算の認定を求めるものである。 (担当課 会計管理課)
議 第十五 号 案	青森県工業用水道事業会計の決算の認定を求めるの件	令和五年度の青森県工業用水道事業会計の決算の認定を求めるものである。 (担当課 整備企画課)
議 第十六 号 案	青森県病院事業会計の決算の認定を求めるの件	令和五年度の青森県病院事業会計の決算の認定を求めるものである。 (担当課 病院局)

番号	議案 第十七号	第一号報告	第二号報告
件名	青森県下水道事業 会計の決算の認定 を求めるの件	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘要	令和五年度の青森県下水道事業会計の決算 の認定を求めるものである。 （担当課 都市計画課）	1 和解の相手方 八戸市在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和五年十二月十一日八戸市大字 河原木字神才一九の四地内において県が使 用する自動車の運行による事故によって個 人Aが負傷し、及び同人所有の自動車が増 傷したことにより生じた損害の賠償金とし て、同人に対して金七十九万二十一円を支 払う。 （令和六年七月二十六日専決処分） （担当課 財産管理課）	1 和解の相手方 東津軽郡平内町在住 個人A 2 和解の内容 県は、令和二年八月七日青森県立あすな ろ療育福祉センターにおいて発生した介護 事故によって個人Aが負傷したことにより 生じた損害の賠償金として、同人に対して 金六十二万九千九百六十六円を支払う。 （令和六年八月九日専決処分） （担当課 障がい福祉課）

番 号	報 告 号	報 告 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	<p>令和二年八月七日青森県立あすなろ療育福祉センターにおいて発生した介護事故によって個人Aが負傷したことにより生じた損害について全国健康保険協会が健康保険法第百十条第一項の規定による家族療養費の支給及び同法第百十五条第一項の規定による高額療養費の支給を行ったことにより、同法第五十七条第一項の規定により代位取得した損害賠償請求権に係る損害についての県の同協会に対する損害賠償の額を左記のとおり定めるものとする。</p> <p>損害賠償額 九十二万六千二百六十四円</p> <p>（令和六年八月九日専決処分） （担当課 障がい福祉課）</p>	<p>1 和解の相手方 北津軽郡板柳町在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年一月十八日弘前市大字三和字川合二〇九の三地内の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人A所有の自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金五万三千三百五十五円を支払う。</p> <p>（令和六年八月二十三日専決処分） （担当課 道路課）</p>

第 報 六 号 告	第 報 五 号 告	番 号
の 専 の 決 の 報 処 告 分 の 件 した （ 事 和 項 解 の 件 ）	の 専 の 報 決 告 処 の 件 分 （ した 和 事 解 の 項 件 ）	件 名
（ 担 当 課 道 路 課 ）	（ 担 当 課 道 路 課 ）	摘 要
<p>1 和解の相手方 弘前市在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年一月十八日弘前市大字三和字川合二〇九の三地内の県道において、当該県道の穴ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して総合自動車保険契約に基づき保険会社が支払った金十万円のほか金五万円を支払う。</p> <p>（令和六年八月二十九日専決処分）</p>	<p>1 和解の相手方 青森市在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年一月十七日青森市大字横内字前嶽国有林二三九林班イ小班地内の国道において、当該国道上の樹木からの落雪による事故によって個人 A 所有の自動車が増傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金七十九万六千八百八十四円を支払う。</p> <p>（令和六年八月二十九日専決処分）</p>	

報 告 号	報 告 号	番 号
<p>第 八 号 告</p> <p>専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）</p>	<p>第 七 号 告</p> <p>専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）</p>	<p>件 名</p>
<p>（担当課 道路課）</p> <p>1 和解の相手方 八戸市在住 個人 A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年四月十四日八戸市南郷大 字島守字赤羽六の一〇七地先の県道におい て、当該県道の穴ぼこに起因する事故によ って個人 A 所有の自動車が増傷したことよ り生じた損害の賠償金として、同人に対 して金六千六百三円を支払う。</p> <p>（令和六年八月二十九日専決処分）</p>	<p>（担当課 道路課）</p> <p>（令和六年八月二十九日専決処分）</p> <p>損害賠償額 十万円</p> <p>令和六年一月十八日弘前市大字三和字川合 二〇九の三地内の県道において当該県道の穴 ぼこに起因する事故によって個人 A 所有の自 動車が損傷したことにより生じた損害につい てアクサ損害保険株式会社が増額自動車保険 契約に基づく保険金の支払を行ったことによ り、保険法第二十五条第一項の規定により代 位取得した損害賠償請求権に係る損害につい ての県の同株式会社に対する損害賠償の額を 左記のとおり定めるものとする。</p>	<p>摘 要</p>

番 号	第 報 九 号 告	第 報 十 号 告
件 名	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	<p>1 和解の相手方 下北郡大間町在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和六年一月二十二日下北郡大間町大字大間字大間平五三池先の下手浜漁港突堤において、当該突堤の係船環の破断に伴う事故によって個人A所有の漁船が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金七十八万六千五百円を支払う。</p> <p>（令和六年八月三十日専決処分） （担当課 漁港漁場整備課）</p>	<p>1 和解の相手方 三戸郡新郷村在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 個人Aは、令和六年三月七日三戸郡五戸町大字倉石中市字上ミ平一八の一地内において同人が運転する自動車の運行による事故によって青森市新田三丁目六の四株式会社トヨタレンタリース青森が所有し、県が使用する自動車が損傷したことにより生じた当該自動車の修理費用を負担した県に対して金十二万二千四百二十二円を支払う。</p> <p>（令和六年八月三十日専決処分） （担当課 農林水産政策課）</p>

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 十 一 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 上北郡七戸町在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 個人B 上北郡七戸町在住</p> <p>（令和六年九月二日専決処分） （担当課 健康医療福祉政策課）</p>
報 告 第 十 二 号	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 上北郡六ヶ所村在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 個人A</p> <p>県は、令和五年一月十五日上北郡東北町 字姥沢四六の一地先の県道において、当該 県道上の樹木に接触したことによって個人 A 所有の自動車に損傷したことにより生じ た損害の賠償金として、同人に対して家庭 用自動車総合保険契約に基づき保険会社が 支払った金八万八千四百四十円のほか金十二 万三千四百十四円を支払う。</p> <p>（令和六年九月六日専決処分） （担当課 道路課）</p>

番 号	報 告 第 十 三 号	報 告 第 十 四 号
件 名	専決処分した事項 の報告の件（損害 賠償の額の決定の 件）	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）
摘 要	<p>令和五年一月十五日上北郡東北町字姥沢四六の一地先の県道において当該県道上の樹木に接触したことによって個人A所有の自動車に損傷したことにより生じた損害について三井住友海上火災保険株式会社が家庭用自動車総合保険契約に基づく保険金の支払を行ったことにより、保険法第二十五条第一項の規定により代位取得した損害賠償請求権に係る損害についての県の同株式会社に対する損害賠償の額を左記のとおり定めるものとする。</p> <p>損害賠償額 八万千八百四十円</p> <p>（令和六年九月六日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>	<p>1 和解の相手方 青森市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 県は、令和五年二月十一日青森市大字横内字前嶽国有林二三一林班イ小班地内の国道において、当該国道上の樹木からの落雪による事故によって個人A所有の自動車が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、同人に対して金三十万七千円を支払う。</p> <p>（令和六年九月六日専決処分）</p> <p>（担当課 道路課）</p>

第 報 十 六 号 告	第 報 十 五 号 告	番 号
の 報 告 の 件 (和 解 の 件)	の 報 告 の 件 (和 解 の 件)	件 名
(担 当 課 健 康 医 療 福 祉 政 策 課)	(担 当 課 農 林 水 産 政 策 課)	摘 要
<p>1 和解の相手方 黒石市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 個人Aは、令和六年四月二十二日弘前市大字下白銀町一四の二地内において同人が運転する自動車の運行による事故によって県有建物が損傷したことにより生じた損害の賠償金として、県に対して金三十三万円を支払う。</p> <p>(令和六年九月十日専決処分)</p>	<p>1 和解の相手方 三戸郡五戸町在住 個人A</p> <p>2 和解の内容 個人Aは、令和六年二月十三日三戸郡五戸町字下中崎一四地内において同人が運転する自動車の運行による事故によって県有自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、県に対して金十六万三千円を支払う。</p> <p>(令和六年九月六日専決処分)</p>	

番 号	件 名	摘 要
報 第十七 号 告	専決処分した事項 の報告の件（和解 の件）	<p>1 和解の相手方 八戸市在住 個人A</p> <p>2 和解の内容</p> <p>個人Aは、令和六年四月二十四日八戸市大字河原木字千刈田九の三地内の国道において同人所有の自動車（以下「本件自動車」という。）の運行及び県有自動車の運行による事故によって本件自動車及び県有自動車に損傷したことにより生じた損害の賠償金として、県に対して金七十四万二千九百八十一円を支払う。</p> <p>（令和六年九月十日専決処分）</p> <p>（担当課 健康医療福祉政策課）</p>
報 第十八 号 告	令和五年度青森県 病院事業会計継続 費精算報告書の報 告の件	<p>地方公営企業法施行令第十八条の二第二項の規定に基づき、令和五年度青森県病院事業会計継続費精算報告書について、報告するものである。</p> <p>（担当課 病院局）</p>
報 第十九 号 告	健全化判断比率の 報告の件	<p>地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項の規定に基づき、令和五年度の決算に係る健全化判断比率について、監査委員の意見を付し、報告するものである。</p> <p>実質赤字比率 なし 連結実質赤字比率 なし 実質公債費比率 十三・四パーセント 将来負担比率 六十四・六パーセント</p> <p>（担当課 財政課）</p>

番 号	件 名	摘 要
報 告 第 二 十 号	青 森 県 港 湾 整 備 事 業 の 資 金 不 足 比 率 の 報 告 の 件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第二十二條第一項の規定に基づき、令和五年 度の青森県港湾整備事業特別会計の決算に係 る資金不足比率について、監査委員の意見を 付し、報告するものである。 資金不足比率 なし (担当課 港湾空港課)
報 告 第 二 十 一 号	青 森 県 工 業 用 水 道 事 業 の 資 金 不 足 比 率 の 報 告 の 件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第二十二條第一項の規定に基づき、令和五年 度の青森県工業用水道事業会計の決算に係る 資金不足比率について、監査委員の意見を付 し、報告するものである。 資金不足比率 なし (担当課 整備企画課)
報 告 第 二 十 二 号	青 森 県 病 院 事 業 の 資 金 不 足 比 率 の 報 告 の 件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第二十二條第一項の規定に基づき、令和五年 度の青森県病院事業会計の決算に係る資金不 足比率について、監査委員の意見を付し、報 告するものである。 資金不足比率 なし (担当課 病院局)
報 告 第 二 十 三 号	青 森 県 下 水 道 事 業 の 資 金 不 足 比 率 の 報 告 の 件	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第二十二條第一項の規定に基づき、令和五年 度の青森県下水道事業会計の決算に係る資金 不足比率について、監査委員の意見を付し、 報告するものである。 資金不足比率 なし (担当課 都市計画課)

番 号	報 告 第 二 十 四 号	報 告 第 二 十 五 号	報 告 第 二 十 六 号	報 告 第 二 十 七 号
件 名	公立大学法人青森 県立保健大学の令 和五年度における 業務の実績につい ての評価の結果の 報告の件	地方独立行政法人 青森県産業技術セ ンターの令和五年 度における業務の 実績についての評 価の結果の報告の 件	公立大学法人青森 県立保健大学の中 期目標の期間の終 了時に見込まれる 中期目標の期間に おける業務の実績 についての評価の 結果の報告の件	地方独立行政法人 青森県産業技術セ ンターの中期目標 の期間における業 務の実績について の評価の結果の報 告の件
摘 要	公立大学法人青森県立保健大学の令和五年度における業務の実績についての評価の結果を地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）附則第三条第三項に基づき、報告するものである。	地方独立行政法人青森県産業技術センターの令和五年度における業務の実績についての評価の結果を地方独立行政法人法第二十八条第五項の規定に基づき、報告するものである。	公立大学法人青森県立保健大学の中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績についての評価の結果を地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十八号）附則第三条第三項の規定に基づき、報告するものである。	地方独立行政法人青森県産業技術センターの中期目標の期間における業務の実績についての評価の結果を地方独立行政法人法第二十八条第五項の規定に基づき、報告するものである。 （担当課 農林水産政策課）